



返済条件の緩和を行っている県中小企業制度融資ご利用の  
中小企業者の皆様へ

# 「条件変更 改善借換融資」

で経営改善を支援します！

事業改善の意欲があるにもかかわらず、条件変更をしていることにより、借換えや新規の融資（商品仕入・従業員雇用・設備投資等）を受けることが困難な中小企業者の皆さまの資金繰りを支援します

## 「条件変更改善借換融資」 メリット

### ○期間最長 15年での借換えにより返済を正常化

返済条件を緩和している借入（県中小企業制度融資が1口以上入っていること）を、融資期間が最長15年の「条件変更改善借換融資」で借換一本化することにより、返済の正常化を図ります。

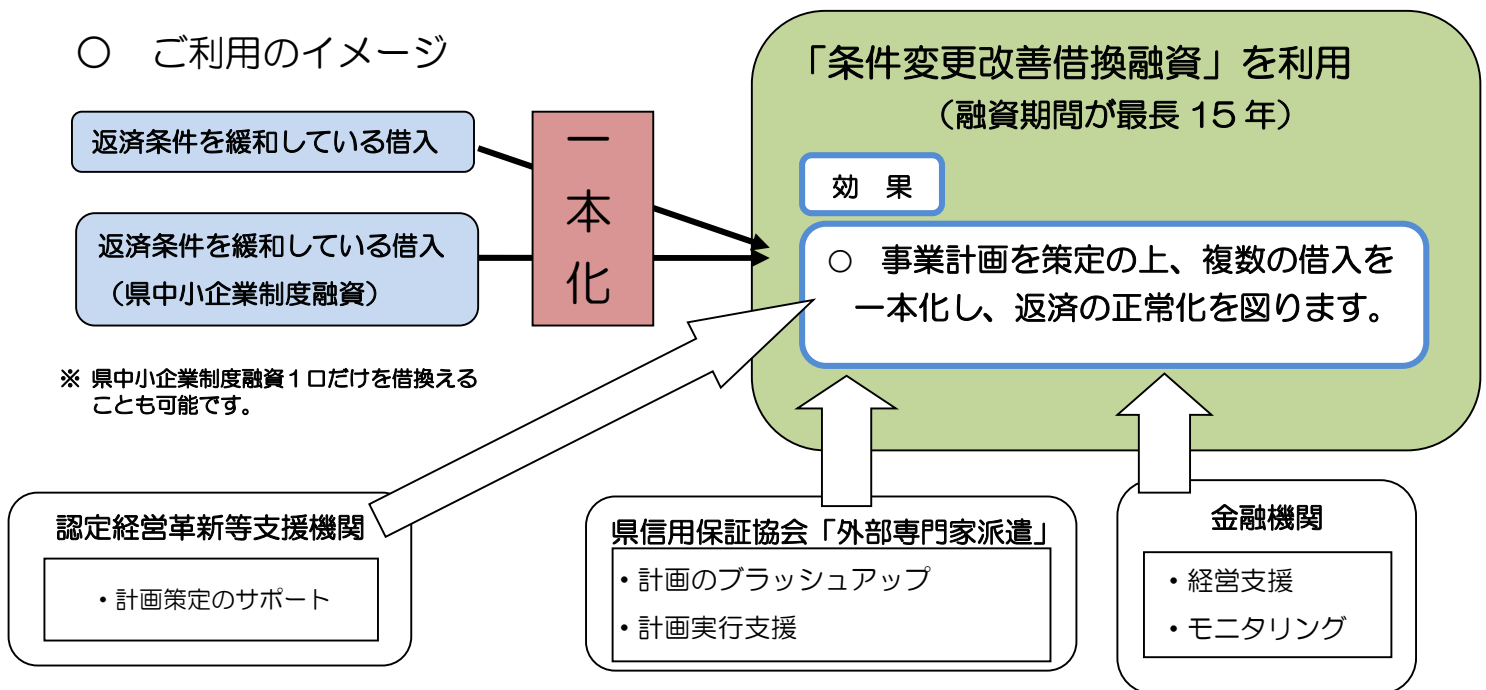
### ○神奈川県内独自の取組みとして、神奈川県信用保証協会が行っている「外部専門家派遣事業」（無料）を利用することで、経営改善をサポートします！

## ○ 条件変更改善借換融資の利用要件

融資対象者	県中小企業制度融資の保証付き融資の利用者で、返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等
資金使途	借換資金（※）
融資限度額	8,000万円
融資利率	10年以内：年1.8%以内（固定金利） 10年超15年以内：年2.3%以内（固定金利）
融資期間	15年以内（据置期間1年以内を含む）
信用保証料率	年0.45%～1.52%（県補助後の料率）

※事業計画の内容に応じて、新規の融資分を含むことができます。この場合、据置期間は2年以内となります。

## ○ ご利用のイメージ



### ○ 外部専門家派遣について（無料）

神奈川県信用保証協会における中小企業者の経営改善に向けた取組みで、利用者の抱えるさまざまな課題に応じて、中小企業診断士等の専門家を派遣する事業です（最大8回まで利用可能）。※他の制度融資との組み合わせや個別の利用も可。

詳しくは、県信用保証協会 企業支援部までお問合せください。☎（045）681-7174

### ○ 本融資のお申込みは、以下の取扱金融機関へ

【銀行】みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、横浜、第四、山梨中央、北陸、静岡、スルガ、阿波、東日本、東京スター、神奈川、大光、静岡中央

【信用金庫】横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩、山梨

【信用組合・政府系金融機関】

ハナ、神奈川県歯科医師、横浜幸銀、横浜華銀、小田原第一、相愛、商工組合中央金庫

### ○ 本融資の問合せ

神奈川県 産業労働局 金融課

金融相談窓口（借入のご相談）

☎（045）210-5695

融資グループ（制度の内容）

☎（045）210-5677